

(仮訳)

日本国農林水産省とドイツ連邦共和国連邦食料・農業省との協力覚書

「共に未来を耕す」

未来に向けた日独アライアンスー

食料システム変革のためのイノベーション・パートナーシップ

2024年9月28日、日本国農林水産省とドイツ連邦共和国連邦食料・農業省(以下、双方をまとめて示す場合は「両当事者」といい、個別に示す場合は「当事者」という。)は、農業・食料分野における協力の更なる強化・深化を目的として、以下の認識に至った。

第1項

目的

両当事者は、「誰一人取り残さない」(Leave No One Behind)との誓いに基づく持続可能な開発目標(SDGs)及びアジェンダ2030を達成するために、強靱で持続可能な農業・食料システムを構築するための更なる努力が必要であることを認識し、SDGs達成のためのパートナーシップの重要性を強調する。

両当事者は、農業が気候変動や生物多様性損失の一要因であると同時に、その影響を受け、貢献し、また緩和し得るそのユニークな位置づけを認め、次世代への遺産として、農業をより強靱で、持続可能なものにするための取り組みを早急に強化する必要性を認識する。

両当事者は、そのために様々な形のイノベーションが求められることを強調する。農業部門と農村地域の持続可能で環境に優しい発展のために必要な前提条件として、生物多様性の保全と食料システムの強靱性向上に焦点を当てた、イノベーションと技術に関する情報交換の重要性を認識する。

両当事者は、長期的な強靱性と持続可能性を向上させるため、農産物及びその投入財における国際的、地域的、地方的サプライチェーンを多様化することの重要性を強調する。両当事者は、公正で、開かれ、透明性のある、予測可能で、非差別的な、ルールに基づく貿易に専念する。

両当事者は、公的部門、民間部門、学术界、市民社会の間の建設的な対話が、あらゆるレベルにおける解決策の参加型開発を促進し、食料システムの変革に資することを認識する。両当事者はまた、農業・食料部門および農業政策の意思決定プロセスにおける男女間の平等の促進を望む。

両当事者は、これらの共通目標を実現するため、二国間協力の具体的なテーマを特定する作業をさらに進めることを望む。

両当事者は、多国間の形式における共通の立場を見出すため、対話の活用を企図する。

第2項 協力分野

両当事者は、次官級の農業政治対話の中で、以下の分野における協力の機会を模索する。

- a) 農業・食料システムの変革における政策的・技術的協力
- b) 森林を含む農業・食料加工分野において適用される規制の枠組み及び基準
- c) 輸出及び貿易

両当事者は、食料サプライチェーンの各段階における様々な関係者の参加を促進する。

以下のテーマについて、より深い技術的対話の確立を目指す。

- (a) 有機農業
- (b) 農業部門と農村地域を強化するための革新的方策
- (c) 農業・農村振興研究における知見の交換

二国間協力は遺伝子組換え作物（GMO）に関する技術協力を対象としない。

両当事者は、第三者との相互交流及び知識の共同共有に関して、両国傘下の研究機関間におけるいかなる科学協力も歓迎し、支援する。

第3項 実施

両当事者が議長を務める運営グループが活動を調整し、効果的に実施されるよう努める。運営グループは、両当事者の代表者、および活動の実施に関連する関係者で構成され、原則年1回、バーチャルに、または直接会合を開くこととする。運営グループは、具体的な年間プロジェクト作業計画を策定し、中期的な作業分担を調整し、戦略的に課題を明確化する。

協力の詳細は、本覚書の実施ガイドラインとなる、個別の年間プロジェクト作業計画で定義される。

協力の実施にかかる費用は、両当事者が分担する。それぞれの分担に関する詳細は、決定された活動においてケース・バイ・ケースで明記され、利用可能な予算に沿ったものとなる。

第4項 機密事項

各当事者は、相手方から受領した、または相手方から提供された情報の機密性を常に確保する。商標、ロゴ、その他すべての権利は、どちらか一方の書面による同意に基づき使用するものとする。

第5項 紛争の解決

本覚書に起因または関連する紛争は、両当事者協議の上、友好的に解決されるものとする。

第6項

本覚書の位置づけ、開始、期間および終了

本覚書は、両当事者の同意により、いつでも修正することができる。

本覚書は、条約を構成するものではなく、また、国際法上の権利または義務を両当事者に生じさせるものではない。

本覚書に基づく協力は、両当事者が署名した日に開始する。各当事者は、本覚書に基づく協力をいつでも書面により終了することができる。その場合、6ヶ月前に相手側に通知する。

本覚書の終了は、両当事者が相互に決定しない限り、本覚書に基づいて実施される進行中の活動又は作業プログラムに影響を与えない。

第7項

独立性

両当事者は、法的、規制的及び財政的な自主性を保持する。

本覚書は2024年9月28日、イタリア、シラクサにおいて、英語で2部作成され、署名された。

日本国農林水産省	ドイツ連邦共和国連邦食料・農業省
坂本哲志 (農林水産大臣)	ジェム・エズデミル (連邦食料・農業大臣)